

全国生協管財保険



取扱マニュアル

(VER. 1.0)

日本生活協同組合連合会
日本コープ共済生活協同組合連合会

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

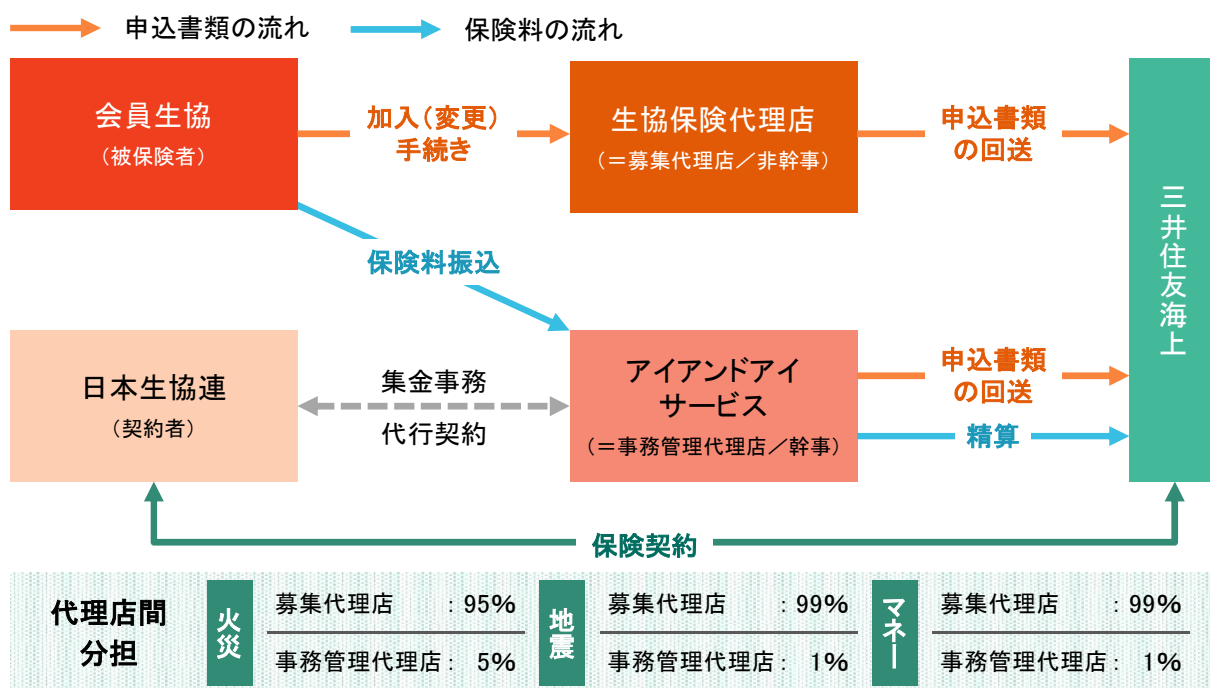
目次

1. 全国生協管財保険の概要	2
2. 前年度からの変更点	6
3. 商品内容	8
火災保険の商品内容	7
地震危険補償特約の商品内容	16
スーパーマネー包括保険(運送保険)の商品内容	18
4. 事故対応について	19
5. 付帯サービス	20
6. 事務手続き	22

1. 全国生協管財保険の概要

全国生協管財保険は、日本生活協同組合連合会(以下「日本生協連」)を保険契約者とし、会員生協(含む子会社・関連会社)を被保険者とする保険制度です。スケールメリットを最大に活用し、単体で加入するよりも保険料の割引を含めて多くのメリットがあります。

(1) 契約イメージ



日本生協連
(契約者)

- 保険契約者であり、被保険者である会員生協をとりまとめ、三井住友海上と保険契約を締結します。

会員生協
(被保険者)

- 日本生協連指定の口座に保険料を振り込み、申込書類を生協保険代理店へ提出します。
- 子会社・関連会社についても会員生協と同様の手続きとなります。

アイアンドアイ
サービス
(事務管理代理店)

- 日本生協連と集金事務代行契約を締結し、日本生協連の集金代行業務を行います。
- 会員生協から振り込まれた保険料をとりまとめ、代理店勘定口座に入金し、三井住友海上に精算します。
- 領収証の発行省略(包括通知)を利用するため、保険料領収証は発行しません。

→ 詳細は6. 事務手続き(6)をご参照ください。

生協保険代理店
(募集代理店)

- 全国生協保険代理店会に所属する代理店のうち、被保険者が指定した代理店とします。(特に指定がない場合は、アイアンドアイサービスとします。)
- 生協保険代理店は会員生協と加入手続き・保険料の請求・契約維持・事故受付等を行います。




契約形態

契約者	日本生活協同組合連合会
被保険者	会員生協(含む会員生協の子会社・関連会社)

※ 契約者である日本生活協同組合連合会が被保険者となる会員生協をとりまとめて保険会社と契約締結します。

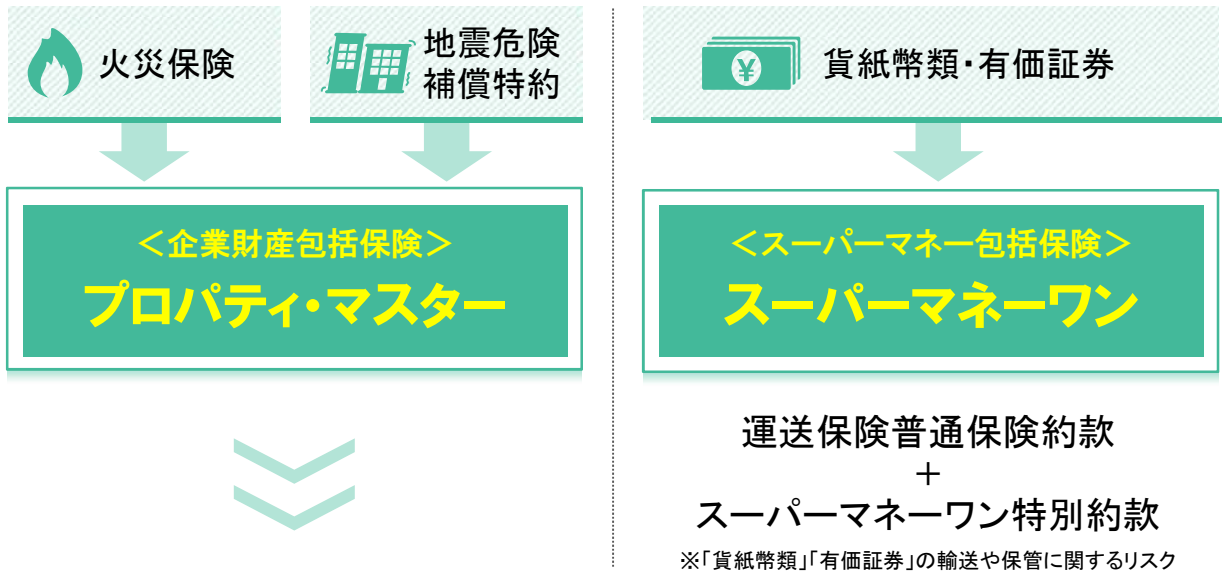
※ 被保険者は、事故の際に保険会社に保険金を請求して補償を受ける権利を有します。

取扱代理店

募集代理店	全国生協保険代理店会に属する代理店のうち、被保険者が指定した代理店(特に指定がない場合は(株)アイアンドアイサービスとします。)	
事務管理代理店 (幹事代理店)	(株)アイアンドアイサービス	
代理店分担	火災 	募集代理店:95% (株)アイアンドアイサービス:5%
	地震 	募集代理店:99% (株)アイアンドアイサービス:1%
	マネー 	募集代理店:99% (株)アイアンドアイサービス:1%

募集代理店(生協保険代理店)の役割	アイアンドアイサービスの役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険募集 ● 申込書類の作成 ● 申込書類の送付 ● 保険料振込案内 ● 契約維持/管理業務 ● 事故受付/保険金請求のフォロー 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹事代理店として制度全体の運営 ● 申込書類の不備修正対応 ● 契約者印の取付(契約/異動) ● 保険料の集金代行業務 ● 保険会社への保険料送金業務 等

(2) 商品構成



＜企業財産包括保険＞ プロパティ・マスター	
普通保険約款	基本補償 <ul style="list-style-type: none"> ● 火災、落雷、破裂・爆発 ● 風災、雹(ひょう)災、雪災 ● その他偶然な事故
	任意付帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 水災 ● 電気的事故・機械的事故 ※「電気的事故・機械的事故を補償する保険の対象の範囲に関する特追加特約」がセットされます ● 利益保険金
主な特約	自動付帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 包括方式特約 ● 補償内容変更特約(企業財産包括保険用) ● 損害保険金の支払に関する特約(複数契約共通支払限度額設定)
	任意付帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 冷凍(冷蔵)損害補償特約 ※冷凍(冷蔵)損害補償特約(企業財産包括保険用)・追加特約がセットされます ● 借家人賠償責任・修理費用補償特約 ※修理費用補償特約100万円がセットされます ● <u>地震危険補償特約(支払限度額方式)</u>

(3) 加入方式

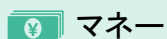
- 「火災保険のみ加入」または「火災保険と地震危険補償特約を同時に加入」のいずれかとし、「地震危険補償特約のみ加入」とすることはできません。
- また、「スーパーマネー包括保険」は、火災保険(+地震危険補償特約)に加入した場合のみ、加入できます。

(4) 保険期間



火災 地震

2021年4月1日 午後4時 ~ 2022年4月1日 午後4時まで



マネー

2021年4月1日 午前0時 ~ 2022年3月31日 午後12時まで

(本保険の対象となる事故は、保険期間中に発生した事故に限ります。)

(5) 引受保険会社

- 本保険は、三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)を幹事保険会社とする共同保険契約です。
- 幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収または返還、保険証券の発行、保険金支払、その他保険契約に関する一切の事務または業務に付随する事務を行います。
- 2021年度の引受割合は以下の通りです。

		引受割合
幹事会社	三井住友海上火災保険株式会社	70%
	共栄火災海上保険株式会社	10%
非幹事会社	東京海上日動火災保険株式会社	10%
	損害保険ジャパン株式会社	10%

(6) 代理店手数料

- 手数料率は、以下のとおりです。

(契約/異動計上時)

1	火災保険	一般物件	22.01%
		工場物件	17.01%
2	地震保険		7.00%
3	スーパーマネー包括保険(運送保険)		10.00%

2. 前年度からの変更点

(1) 補償内容の変更

- 補償内容を以下の通り変更しています。
- 全損害の免責金額を一律10万円といたします。

基本補償(原則として必ず付帯される補償)

補償内容	共通支払限度額 (1事故あたり)	免責金額 (1事故あたり)
火災、落雷、破裂・爆発	100億円	100千円
風災、雹(ひょう)災、雪災	10億円	100千円
不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)	10億円	100千円

任意で付帯できる補償

補償内容	共通支払限度額 (1事故あたり)	免責金額 (1事故あたり)
水災	10億円	100千円
電氣的事故・機械的事故 (偶然かつ外来の事故に直接起因し ない電氣的事故または機械的事故)	10億円	100千円

- 臨時費用保険金の補償を縮小いたします。

変更前 損害保険金 × 30% 支払限度額500万円

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 臨時費用保険金 | 臨時に生じる費用について損害保険金 × 30%が支払われます。
(1事故1敷地内につき500万円が限度) |
|---|---------|---|

変更後 損害保険金 × 10% 支払限度額500万円

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 臨時費用保険金 | 臨時に生じる費用について損害保険金 × 10%が支払われます。
(1事故1敷地内につき500万円が限度) |
|---|---------|---|

3. 商品内容

火災保険の商品内容

(1) コンセプト

- 全国生協管財保険のスキームは、日本生協連の会員生協(子会社・関連会社を含む)の物件を1つのグループとして捉え、その1つのグループに対して共通の支払限度額を設定しています。これを「共通支払限度額方式」といいます。
- 会員生協の物件が全国同時に被災する可能性は極めて低いため、共通支払限度額を設定することで低廉な保険料を実現しています。

(2) 商品概要

- 会員生協(子会社・関連会社を含む)が所有する建物・設備什器・商品等が火災・落雷・風災等によって損害が生じた場合に補償される火災保険です。

(3) 約款構成

企業財産包括保険 普通保険約款

+

各種特約条項

(4) 保険の対象となる物件

1 対象物件

- 会員生協(子会社・関連会社を含む)が所有する「建物」および「設備・什器等」は、原則としてすべて保険の対象に含めます。「商品等」については、保険の対象から除外することができます。

(注)生協本体、子会社をひとつの契約に含めて契約することができます。

建物

- 1 (畳、建具その他これらに類する物、電気設備・給排水設備等の設備や浴槽・ガス台・棚等のうち建物に付加するものを含みます。)

設備・什器等

- 2 (建物内または屋外の機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等)

商品等

- 3 (商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材等)

2 除外物件

1	日本国外に所在する物件
2	動物および植物等の生物
3	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラムデータその他これらに類するもの
4	走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽(けん)引車または被牽(けん)引車
5	電車・機関車・客車・貨車その他これらに類するもの
6	航空機・船舶等
7	坑道内所在物件
8	海、湖、沼または河川等(以下「海等」)に浮遊する物件および海等の水中に設置された物件
9	営業倉庫業者が管理する保管貨物

- 上記にかかわらず、次に掲げる物は、保険証券(条件書)に明記することにより保険の対象に含めることができます。

1	門、塀、垣、基礎工事または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは栈橋
2	軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
3	他人(保険契約者および対象法人以外の者をいいます。)に貸与または管理を委託している物
4	通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
5	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(含める場合は「明記物件等明細書」の添付が必要です)
6	稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鋳(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物(含める場合は「明記物件等明細書」の添付が必要です)

3 明記物件

- 前頁 2 にかかわらず、次に掲げる物件は、保険証券に明記し、保険価額を設定しないと保険の対象に含まれません。(企業財産包括保険包括方式特約第1条(3)参照)

① 保険の対象の名称、区分等を明記し、保険価額は他の保険の対象の保険価額に含めるか、または敷地内で一括して設定するもの

a	門、塀、垣、基礎工事または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは棧橋
b	軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
c	他人に貸与または管理を委託している物

(注) 保険契約者または対象法人が占有管理する敷地内以外の場所に所在する場合は、その物件が所在する敷地内の名称、所在地についてもすべて明記します。

② 保険の対象の名称、所在する敷地内および物件ごとの保険価額の明記を要するもの

a	通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
b	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
c	稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鋳(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

4 他人所有物件

- 前頁 2 にかかわらず、契約条件書の「保険の対象の範囲」に記載の条件に該当する他人所有の物は、次の3つの条件をすべて満たす場合に限り、その物件の所有者を明細書等に明記し、保険価額設定することにより、保険の対象に含むことができます。(注)

1	保険契約者または対象法人のいずれかがその物件を占有管理していること。
2	前頁「2 除外物件」および上記「3 明記物件」に掲げる物に該当しないこと。
3	その物件の保険価額を適切に評価できること。

(注) リース物件を含める場合は、リース会社で付保されている動産総合保険等との整理が必要となりますので注意してください。

(5) 補償内容

- 下記に該当する事故によって保険の対象に損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。）が生じた場合に保険金が支払われます。

基本補償（原則として必ず付帯される補償）

補償内容	共通支払限度額 (1事故あたり)	免責金額 (1事故あたり)
火災、落雷、破裂・爆発	100億円	100千円
風災、雹(ひょう)災、雪災	10億円	100千円
不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)	10億円	100千円

(注) 臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、修理付帯費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金は自動的に付帯されます。

任意で付帯できる補償

補償内容	共通支払限度額 (1事故あたり)	免責金額 (1事故あたり)
水災	10億円	100千円
電氣的事故・機械的事故 (偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故)	10億円	100千円

補償内容	支払限度額 (1事故あたり)	免責時間 (1事故あたり)
利益保険金	生協ごとに保険金額を設定 (保険金額＝年間営業収益× 約定補償率)	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災、落雷、破裂・爆発は免責0時間 ● その他事故は免責24時間

(注) 上記以外にも冷凍(冷蔵)損害補償、借家人賠償責任・修理費用補償特約を付帯することができます。

- 補償内容の詳細は以下のとおりです。合わせて保険約款もご確認ください。

1 原則として必ず付帯される補償(損害保険金)

火災、落雷、 破裂・爆発	火災(消防または避難に必要な処置によって生じた損害も含みます。)、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合に支払われます。
風災、雹(ひょう) 災、雪災	風災、雹(ひょう)災または雪災によって保険の対象が損害を受けた場合に支払われます。
不測かつ 突発的な事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 航空機の墜落、車両の飛び込み、車両の運行の際に生じた小石等の飛散、クレーンの倒壊、第三者による投石等です。 ② 給排水設備(スプリンクラ設備・装置を含みます)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。「給排水設備に生じた事故」とは、給排水設備の破裂、亀裂、折損のほか、物が詰まり正常な給排水ができなかった状態をいいます。蛇口の締め忘れ、設備の老朽化によるものは対象となりません。 ③ 盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます)によって保険の対象である建物、設備・什器等について生じた盗取、破損または汚損 ④ 建物に定着した板ガラスに生じた破損の損害(ガラスの破損に伴い生じたそのガラスに付属する枠・とつて等の損害およびガラスの取付費用を含みます) ⑤ 保険の対象である建物、設備・什器等について生じた破損、汚損、折損、曲損等

2 任意で付帯できる補償(損害保険金)

1 水災	台風、暴風雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受けた場合に支払われます。
2 電氣的・機械 的 事故	<p>偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的事故によって保険の対象(約款に記載されている機械・機械設備または装置に限る)が損害を受けた場合に支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「電氣的事故」とは、 電気機器または装置に生じた炭化または溶融が生じることをいい、具体的にはショート、アーク、スパーク、過電流による事故をいいます。 ● 「機械的事故」とは、 機械の内的要因により機械装置に焼き付け・破損(折損・毀損・曲損・亀裂等、物体に荷重が加わることにより永久的な変形を遂げること)等の損害が生じることをいいます。

3 利益保険金

建物や設備・什器等の保険の対象に、本保険にて選択した以下①～⑦と同一の事故により営業損失が発生した場合などに保険金が支払われます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発
- ④ 風災・雹災・雪災
- ⑤ 水災
- ⑥ 電氣的事故、機械的の事故
- ⑦ その他不測かつ突発的な事故

● 喪失利益保険金

事故が生じた結果、ご契約時に設定いただく補償期間(てん補期間)内に営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額が支払われます。

$$\text{喪失利益保険金} = \text{収益減少額} \times \text{約定てん補率} - \text{支出を免れた経常費} \times (\text{約定補償率} \div \text{利益率})$$

● 収益減少防止費用

標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいい、次の算式を限度に支払われます。

$$\text{収益減少防止費用保険金} = \text{収益減少防止費用} \times (\text{約定補償率} \div \text{利益率})$$

事故例

$$\text{A生協: 年間営業収益12億円} \times \text{約定補償率20\% (=利益率)} \\ = \text{保険金額2.4億円}$$

火災事故が発生し工場の生産が休止した。復旧に1か月間かかり収益が1億円減少した場合(支出を免れた経常費なし)

$$\text{利益保険金} = \text{収益減少額1億円} \times \text{約定補償率20\%} = \underline{\underline{2,000万円}}$$

3 費用保険金

- 前号の基本補償(損害保険金)が支払われる場合^(※)において、別途、費用保険金が支払われます。

(※)利益保険金を除きます。

1	臨時費用保険金	臨時に生じる費用について損害保険金×10%が支払われます。 (1事故1敷地内につき500万円が限度)
2	残存物取片づけ費用保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用が支払われます。 (損害保険金の10%に相当する額が限度)
3	修理付帯費用保険金	保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたり三井住友海上の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(実費)が支払われます。(1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)
4	失火見舞費用保険金	火災、破裂または爆発により第三者の所有物に損害(煙損害または臭気付着を除く)を与えたときに、被災世帯(法人)数×20万円が支払われます。 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×20%が限度)
5	地震火災費用保険金	地震、噴火、津波を原因とする火災によって保険の対象に半焼以上の損害が生じた等の場合、臨時の費用が支払われます。 (保険金額×5%、1事故1敷地につき住宅物件・一般物件は300万円、工場物件は2,000万円が限度)

4 「商品」の補償について

- 従来、動産総合保険で補償している「商品」を、本制度の保険の対象に加えることで火災保険と動産総合保険を1本化することが可能です。(ただし、本制度では運送中、加工中の事故は補償されません)
- また、動産総合保険で冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調・機能停止によって冷凍・冷蔵物に損害が生じた場合の補償をしている場合は、本制度に「**冷凍(冷蔵)損害補償特約(企業財産包括保険用)・追加特約**」を付帯することで、動産総合保険と同等の補償内容にすることができます。

商品補償の比較表

△:特約を付帯した場合は○

		企業財産包括保険 (全国生協管財保険)		動産総合保険 (商品・在庫品契約)	
補償内容	項目	対象	免責金額	対象	免責金額(原則)
	火災・落雷・破裂・爆発	○	10万円	○	保険金額の1% (最低1万円)
	風・ひょう・雪災	○	10万円	○	
	水災	△	10万円	○	
	不測かつ突発的事故	○	10万円	○	
	冷凍(冷蔵)損害	△	10万円	○	
規定	保険価額・ 保険金額の設定	直近会計年度における平均在庫額 (在庫変動時は自動修正)		予想最高在庫価額 (一部契約形態により異なる)	
	通知・精算	保険料確定方式のため精算不要 (保険料精算方式は保険期間満了後、 通知・精算)		契約形態により異なる (非精算方式・毎月通知一括精算)	

(6) 保険金額

- 保険の対象となる「建物」、「設備・什器等」の保険金額は、不動産鑑定等による評価もしくは保険会社等が実施した評価にて算出された**再調達価額(新価)**とします。また「商品・製品等」の保険金額は、直近1年間の平均在庫価額(時価)をもとに設定します。

「商品・製品等」の平均在庫価額の算出方法

月平均方式

四半期平均方式

半年平均方式

※ 再調達価額(新価)とは、現時点で同種同等の物を入手するのに要する価額です。

(7) 自己負担額

- 自己負担額は、(5) 補償内容に記載のとおりです。

(8) 保険料

- 保険料は三井住友海上が算出し、以下の要素により決定します。
- 翌年以降の保険料については、保険金受取状況等を総合的に判断し算出するため、保険料が変動する可能性があります。

1	保険金額	4	職作業の種類
2	所在地	5	消火設備の有無
3	構造級別(建物および什器備品等または商品等が収容される建物の構造)	6	補償内容
		7	過去3年間の損害率

など

(9)期中の物件追加・削除における対応の整理

- 期中の物件追加・削除における対応については下記表を参照ください。
- 火災保険の10億円未満の追加・削除等については、通知不要で、保険料の追徴返戻を行いません。
- 「借家人賠償・修理費用補償特約」「冷凍(冷蔵)損害補償特約」「利益・営継補償」を始期日時点で付帯しておらず、期中で付帯する場合は契約条件書の差替えが必要になりますので、営業課支社までご連絡ください。

符号	異動事由	契約時の対象物件	物件の追加 削除	保険料 計算	通知	精算
1	【基本補償】 建物・設備等で追加取得物件の合計金額が10億円を超える場合	-	追加	日割	毎月月末メ、翌月末までに営業店 (相対課支社) 担当へ通知	保険満期日の翌月末まで
			削除			
2	【特約】 「借家人賠償責任・修理費用補償特約」で対象施設を限定して契約している場合で、対象施設の変更があった場合	限定	追加			
			削除			
3	【特約】 「冷凍(冷蔵)損害補償特約」で対象施設を限定して契約している場合で、対象施設の変更があった場合	限定	追加			
			削除			
4	【地震負担】 地震保険(地震負担)の対象物件の変更(対象物件の移転を含みます)があった場合	全物件	追加	日割	毎月月末メ、翌月末までに営業店 (相対課支社) 担当へ通知	保険満期日の翌月末まで
			削除			
		物件 限定	追加		原則としてお引き受けいたしません	-
			削除		毎月月末メ、翌月末までに営業店 (相対課支社) 担当へ通知	保険満期日の翌月末まで



地震危険補償特約の商品内容

(1) 本特約の特徴と保険内容について

- 普通保険約款で免責となっている「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によって生じた損害を拡張して補償する特約です。
- 次の事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いいたします。

1	地震または噴火による火災
2	地震または噴火によって生じた損壊、埋没等
3	地震または噴火による破裂または爆発
4	地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(2) 保険の対象となる物件

- 会員生協(子会社・関連会社を含む)が所有する「建物」、「設備・什器等」、「商品・製品等」のうち、火災保険を付保している物件が対象となります^(※)。
- なお、「設備・什器等」のみ、「商品・製品等」のみに付保することはできません。

(※)地震危険補償特約の対象となる物件を特定してご加入いただくことも可能です。

(3) 支払限度額

- 支払限度額は会員生協ごとに設定します。地震保険の支払限度額は1事故ではなく保険期間通算の支払限度額となります。

(4) 自己負担額

- 会員生協ごとに設定します。

(5) 保険料

- 保険料は三井住友海上が算出し、保険料は以下の要素により決定します。
- 翌年以降の保険料については、保険金受取状況等を総合的に判断し算出するため、保険料が変動する可能性があります。

1	保険価額
2	所在地
3	構造級別(建物および什器備品等または商品等が収容される建物の構造)
4	支払限度額、免責
5	損害率
6	再保険市場の動向

など

※ 万が一、保険期間中に、会員生協ごとに設定した支払限度額を全てお支払いする事故が発生した場合、お支払いした時点で地震保険のご契約は終了となります。ただし、翌年度契約以降は、別契約となりますので、その時点での地震保険マーケット等の情勢により改めて引受可否を検討します。また、契約条件や保険料等についても変動する可能性があります。



スーパーマネー包括保険(運送保険)の商品内容

(1) 商品概要

- 貨紙幣類・有価証券の損害を補償する運送保険です。
- 本保険は、火災保険とは別証券となります。

(2) 補償内容

- 業務にかかわる現金・小切手・手形など**貨紙幣類・有価証券**を対象とし、日本国内における**輸送中**や**事務所などでの保管中**の盗難、火災、爆発、風水災、輸送用具の衝突などによって生じた損害に対して、支払限度額を限度として保険金が支払われます。
(注) 貨紙幣の偽変造については、補償の対象外となります。

(3) 保険の対象となる貨紙幣類、有価証券

保険の対象となるもの	<ul style="list-style-type: none">● 貨紙幣類 貨紙幣、小切手、トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙、商品券、図書券、クーポン券、プリペイドカード・金・銀・白金の地金など● 有価証券 株券、手形、国債証券、公・社債券・預金通帳(印鑑と共に輸送・保管される場合を除く)・預金証書など
保険の対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none">● 新株券、第三者から受託した貨紙幣類・有価証券など

(4) 支払限度額および保険料

- 支払限度額については、ご希望に応じ個別設定が可能ですのでご相談ください。
- 保険料は三井住友海上が算出します。

※ 補償の対象を一部に特定して契約を希望する(例えば宅配センターを補償対象外とする等)場合は、三井住友海上担当者へご相談ください。

4. 事故対応について

本制度の専任事故担当チームが対応します。どの地域で事故が発生しても、均一なサービス提供を行うため、保険金お支払サービス窓口を一元化しています。

※下記以外の連絡先にご連絡をいただき、保険金請求書等が生協および代理店まで正しく送付されない事象が発生しています。事故受付ご連絡先については生協および代理店にご説明いただき、正しくご理解をいただきますようお願いいたします。

事故受付ご連絡先

☎ 電話の場合

➤ 三井住友海上 生協管財保険事故受付センター

コープ ナンバー1
TEL:0120-502-781 (受付時間 24時間)

受付内容

- ・全国生協管財保険(火災、地震、マネー包括)に関する事故の受付
- ・保険金お支払センターへの取次

※保険金支払いに関するご相談や有無責の判断等につきましてはお応え出来ません。

☎ FAXの場合

➤ 火災新種損害サポート部・第一保険金お支払センター

FAX:03-3259-5594 (受付時間 24時間)

受付内容

- ・全国生協管財保険(火災、地震)に関する事故の受付

➤ 海損部・貨物第一グループ

FAX:03-3259-8739 (受付時間 24時間)

受付内容

- ・全国生協管財保険(マネー包括)に関する事故の受付

事故対応部署

➤ 火災新種損害サポート部・第一保険金お支払センター

〒101-8011 千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:**03-3259-5824** (平日9:00~17:00)

➤ 海損部・貨物第一グループ

〒101-8011 千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:03-3259-3598 (平日9:00~17:00)

→ 詳細は別冊「事故対応マニュアル」をご参照ください。

5. 付帯サービス

(1) 火災保険自動付帯(無料)サービス

1 「被災設備修復サービス」の利用

- リカバリープロ株式会社による「被災設備修復サービス」がご利用いただけます。
- リカバリープロ株式会社は、災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社グループの日本法人です。同社が行う災害復旧支援では、火災、水災等で罹災した幅広い種類の機械、設備・装置等に対して、腐食抑制応急処置および修復(分解洗浄等による汚染除去等)を行います。
- これにより、従来は新品に交換するしかないと思われていたものを事故発生前の機能・状態に修復するという復旧方法の選択肢が増え、事業の早期復旧に貢献します。

リカバリープロ株式会社への依頼方法

- 事故受付の際、「被災設備修復サービス」利用希望をお伝えください。お支払担当にて事案の適否を判断の上、リカバリープロ株式会社へ連絡・調査依頼を行います。

サービス利用に当たっての注意点

- 被災設備の修復および腐食抑制応急処置を実施する場合は、リカバリープロ株式会社と請負契約を締結していただきます。
- 事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを必ず提供することをお約束するものではありません。また、広域災害の発生等の理由によりリカバリープロ株式会社が要員を手配できない場合は、そのサービスをすべてのお客さまに直ちにご利用いただけないことがあります。
- ご不明な点については三井住友海上までお問い合わせください。

2 「気象情報アラートサービス」の利用

MS&AD 三井住友海上 × WNI weathernews

- 短時間強雨の発生回数は増加傾向にあり、突然発生する局地的な雷雨(いわゆるゲリラ雷雨)による浸水被害や、突風による被害が数多く発生しています。自然災害は企業経営に大きな影響を与えるリスクとなっています。
- 本サービスの利用により、気象情報の有効活用が可能となります。
- また、過去に自然災害で罹災経験のある場合、再発防止策としてご利用いただけます。

※ 保険証券と同封のご説明チラシで、登録用パスワードなどをお知らせします。

特長

- 任意に設定した地点において、降水量・風速が基準値を超える可能性がある場合、および、周囲で落雷を観測した場合にメールでお知らせします。
- 観測地点は最大5地点まで、ピンポイントで設定可能です。
- 基準値は、任意に設定できます。
- 初回登録は当社ホームページから可能です。

(2) 地震保険自動付帯(無料)サービス

- 本制度の地震危険補償特約にご加入いただいた場合、評価対象物件に関する情報(所在地/建築年/建物構造/階数/用途/評価額など)より、地震リスク分析を行い、「地震被害想定分析提案」を実施します。分析は当社グループのコンサルティング専門機関である株式会社インターリスク総研が行います。

※本制度の地震保険に未加入で、本サービスの利用を希望される場合は、当社までご相談ください。

(3) 利用可能なサービス

- 本保険の付帯サービスとして、MS&ADインシュアランスグループのコンサルティング専門機関である株式会社MS&ADインターリスク総研の「リスクサーベイ(防災診断)サービス」をご提供いたします。
- 本サービスの利用を希望される場合は、三井住友海上までご相談ください。
- 本サービスは有償のサービスです。費用は別途ご相談させていただきます。

■ リスクサーベイ(防災診断)

- 施設のリスク環境とマネジメント体制の観点から、施設の実地調査を行い、火災・爆発リスクを中心に、リスク評価を実施します。また、調査結果に基づき、具体的なリスク改善等のアドバイスをいたします。
- 実地調査により物件に潜むリスクを調査レポートにまとめご提供します。また当該物件における予想最大損害額の算定も可能です。

6. 事務手続き

(1) 募集スケジュール

更改全体スケジュール

11/18~12/11	①物件の保険金額・所在地確認	三井住友募集課 (募集課支社)	生協保険代理店	会員生協
~12/11	②物件確認報告	会員生協	生協保険代理店	三井住友募集課
~1/31	③見積書提示	三井住友募集課	生協保険代理店	会員生協
~2/26	④補償内容合意	会員生協	生協保険代理店	三井住友募集課
~3/10	⑤契約書類取付	会員生協	生協保険代理店	三井住友募集課
~3/12	⑥保険料振込日連絡	会員生協	生協保険代理店	三井住友募集課
~3/19	⑧振込締切	会員生協	生協保険代理店	三井住友募集課
4月中旬	⑨成績反映 計上	三井住友募集課		
5月末	⑩保険証券(被保険者証)送付 手数料支払	三井住友募集課		

保険期間と募集締切

1 新規加入

1	火災・地震	2021年4月1日 午後4時 ~ 2022年4月1日 午後4時まで	
	マネー	2021年4月1日 午前0時 ~ 2022年3月31日 午後12時まで	
2	書類回送締切	2021年3月13日(金)	三井住友海上・営業店まで回送
3	保険料振込期日	2021年3月19日(木)	→ 払込方法の詳細は 6. 事務手続き(6)をご参照ください。




2 中途加入

1	火災	毎月1日(原則)から1年間で契約し、2022年4月1日付で解約(中途更改)、未経過分保険料を返戻します。	
	地震	毎月1日(原則)から 2022年4月1日 午後4時まで	
2	書類回送締切	補償開始日の1週間前までに三井住友海上・営業店まで回送	
3	保険料振込期日	原則補償開始日の7営業日前	→ 払込方法の詳細は 6. 事務手続き(6)をご参照ください。

※スーパーマネーワン包括保険(運送保険)の中途加入手続きについては、三井住友海上担当者へご相談ください。

(2) 加入方式

- 以下①～④いずれかの引受パターンでご加入いただきます。

	①	②	③	④
 火災保険	★	★	★	★
 地震危険補償特約	★	★	—	—
 スーパーマネーワン 包括保険	★	—	—	★

(3) ツール

- ① 2021年度全国生協管財保険パンフレット
- ② ご契約手続きについて(募集代理店・社員用)
- ③ ご契約内容・意向確認書<要記名・押印>
- ④ 火災保険物件明細書
- ⑤ 借家人賠償責任・修理費用補償特約明細書※
- ⑥ 地震危険補償特約明細書※
- ⑦ 見積書
- ⑧ 保険料請求書

※ 付帯する場合のみ

(4) 火災保険の質権設定

1 契約者押印について

- 保険契約者は日本生活協同組合連合会となりますが、押印を省略しています。被保険者である会員生協の押印は必ず必要です。

2 設定方法

- 質権を設定する物件については、物件明細書の備考欄に「質権設定あり(質権者名)」と入力します。
- 質権設定書類のうち、被保険者欄と質権者欄への記名・押印を取り付けください。
- **通常は質権設定物件を分けて証券作成しますが、当制度においては物件明細書備考欄に質権設定を記載することで、証券分割を行わない運営としています。**申込時まで、質権設定物件に相違があった場合は、計上前に広域法人・営2へ連絡してください。

(5) 保険料収納手続き

1 払込方法

- 保険料は一時払のみとなります。
- 以下の口座に払込期日までに着金するように振り込みます。
- 振込手数料はご加入者負担となりますのでご注意ください。

三菱UFJ銀行(0005) 浦安駅前支店(607) 普通 0013744
カ)アイアンドアイサービス

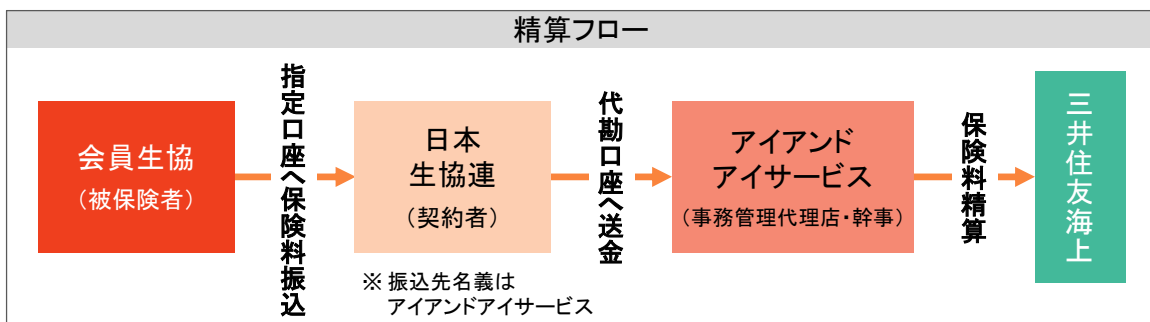
- 生協保険代理店は、会員生協へ上記口座を記載した保険料請求書を送付します。
- アイアンドアイサービスは、日本生協連と集金事務代行契約を締結しています。

2 払込期日

- 制度始期日から加入する場合は、2021年3月19日(金)までに振り込みます。
→ 4月1日以降に中途加入する場合は、原則補償開始日の7営業日前までに振り込みます。

3 精算フロー

- 保険料は、会員生協が日本生協連指定の上記口座に振り込み、事務幹事代理店のアイアンドアイサービスから全生協分をまとめて三井住友海上へ精算します。
- 生協保険代理店での精算・領収証発行業務はありません。



- 各会員生協には保険料領収証は発行されません。



補足 代理店・会員生協等における領収証の取扱いについて

- 会員生協への保険料の請求は生協保険代理店が行いますが、保険料の領収はアイアンドアイサービスの業務になります。
- なお、本制度では領収証の発行省略(包括通知)を利用するため、領収証は発行しません。
- 会員生協での保険料支払の確認は、金融機関の取引記録によって行っていただきます。

(6) 保険証券(被保険者証)

- 被保険者単位で作成し、送付します。
- 地震危険補償特約については、保険証券とは別に被保険者証を作成します。
- 送付先は被保険者か生協保険代理店へ送付しますので、申込時に送付先をご指定ください。

(7) 変更手続き

- 会員生協が所有している全物件を保険の対象としている場合は、「保険料確定方式^(※)」とし、以下の場合は**変更届出書の取付及び保険料の追徴・返戻はしません。**

(※)ただし、保険契約を次年度継続しない場合は、保険期間終了後、確定精算が必要です。

1	「建物・設備等」	追加取得物件があっても10億円までは通知手続不要で自動的に補償します。 ※地震保険については、通知手続が必要になりますのでご注意ください。
2	「商品・製品等」	在庫が増加しても、自動的に支払限度額が修正されるため、通知不要です。
3	「利益補償」	原則として、利益が増加しても、契約時に定める利益補償に関する支払限度額まで実損払とします。

- 上記以外の場合は変更手続きが必要となる可能性がありますので、三井住友海上担当者までご照会ください。

変更手続きが必要となる可能性がある場合

- 建物・設備等で追加取得物件の合計金額が10億円を超える場合
- 「借家人賠償補償特約」または「冷凍(冷蔵)損害補償特約」で対象施設を限定している場合に対象施設の変更があった場合
- 地震保険の対象物件を変更する場合 など

(8) 業務分担

○：対応が必要な業務

業務内容	会員生協	生協保険 代理店	I&I サービス	三井住友 海上	補 足
「物件明細書」「契約条件書」の作成		○		○	保険申込書はプロマスNaviから出力、変更届出書は別帳票より作成します。
「ご契約内容・意向確認書」の取付		○		○	会員生協から取り付けた同意書類は、営業店経由で三井住友海上へ送付。
契約内容の通知・確認	○	○		○	三井住友海上から不備照会があった場合は、生協保険代理店は会員生協等へ内容を確認し回答する。
保険料の請求		○			生協保険代理店は会員生協へ請求書を送付し、保険料の案内を行う。
保険料の振込	○		○		会員生協は日本生協連指定の口座に保険料を振込む。
保険料の精算			○		I&Iサービスは保険料を三井住友海上へ精算する。
代理店手数料の支払				○	三井住友海上から代理店へ手数料を支払う。
事故受付		○		○	三井住友海上事故受付センターへ連絡する。
保険金の支払				○	保険金請求書類の審査を行い、保険金をお支払いする。
代表申込書			○	○	I&Iサービスは代表申込書を作成し、日本生協連の押印を取り付けの上、三井住友海上へ代表申込書を回送する。